

(地方・消費者問題に関する特別委員会)

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができることとするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずることができる期間の上限を一年から二年に引き上げる。

二、主務大臣は、販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者等の役員等に対し、当該停止と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができるとする。

三、主務大臣は、この法律による指示又は命令を行うための書類の送達を受けるべき者の住所等が知れない

場合等において、公示送達をすることができるものとする。

四、主務大臣が違反行為を行った販売業者等に対して指示することのできる措置として、違反及び行為を是正するための措置並びに購入者等の利益の保護を図るための措置を例示する。

五、電話勧誘販売において通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約の締結について勧誘すること等を指示等の対象とするとともに、購入者等が当該契約の解除等を行うことができるものとする。

六、通信販売において販売業者等は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、アクションミリアドvertisementをしてはならないものとする。

七、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となる権利の範囲を改め、その名称を特定権利とする。

八、申込者等は、販売業者等が不実のことを告げる行為等をしたことによつて意思表示を行った場合、追認することができる時から六月間、これを取り消すことができるとされているところ、当該期間を一年間に伸長する。

九、業務停止命令に違反した者に対する懲役刑の上限を二年から三年に引き上げる等の罰則の強化を講ず

る。

十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。